



令和6年2月号

# 宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 下村 健治

元日の令和6年能登半島地震から1か月が経過し、被害の状況が明らかになってきました。本地震でお亡くなりになった方々のご冥福をお祈りし、そのご遺族、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

当署管内も13年前の東日本大震災では甚大な被害を受け、100人以上の方が業務中あるいは通勤途中に亡くなっています。各事業場における津波・地震に対する備え(津波ハザードマップによる危険度の把握、避難場所・避難経路の確認など)は十分でしょうか。特に、津波ハザードマップは、令和4年に岩手県が津波浸水想定区域を見直したことに伴い、更新がなされておりますので、再確認をお願いいたします。

## 第14次労働災害防止計画に関して

・令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。

宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

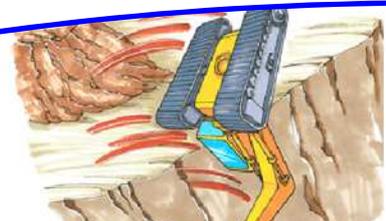
- 行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- 製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- 建設業における墜落転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- 道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- 林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

・労基署ニュースにおいても、上記5項目から特集し、取り組みの促進を行う予定としていますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。

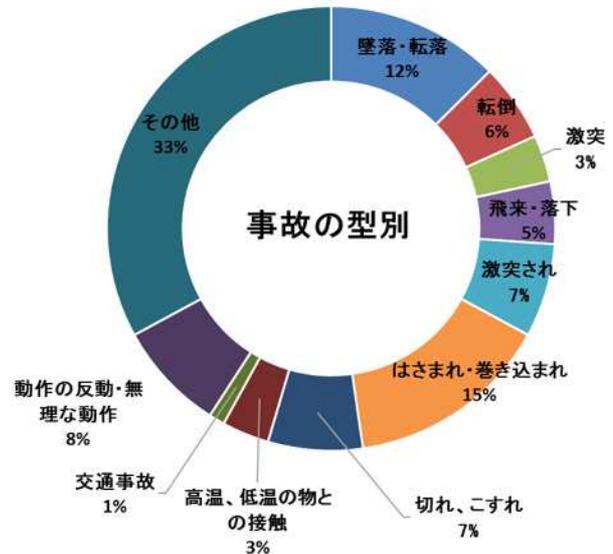
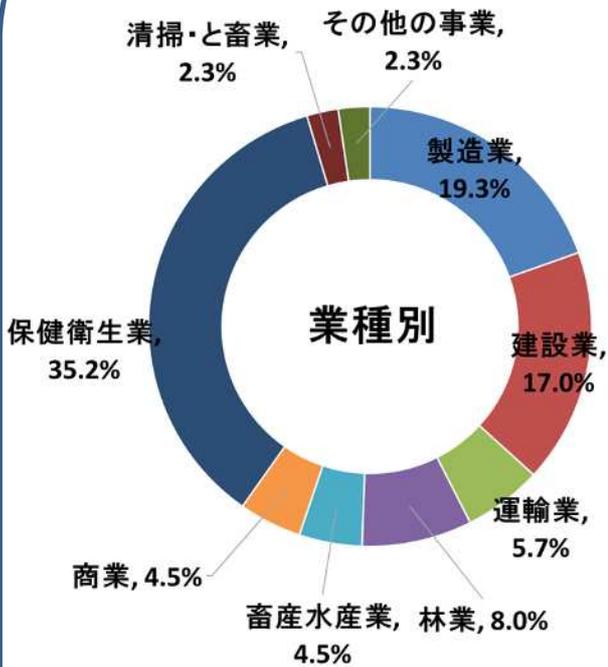
林業や建設業における重機の転落災害が発生しています。最近では重機が約30メートル滑落したとの報告がありましたが、幸いにも被災者は一命をとりとめました。その被災者はシートベルトを着用しており、重機から投げ出されなかったことが幸いでした。

なお、車両系木材伐出機械でも車両系建設機械においても転落防止措置義務やシートベルト着用努力義務が課せられています。

安衛則第151条の92、安衛則第151条の93  
安衛則第157条、安衛則第157条の2



## 令和5年1月～12月における労働災害(速報値)



令和5年1月～12月は速報値として、休業4日以上労働災害が88件(内1件は死亡災害)発生しました。新型コロナウイルスの影響により、業種別では保健衛生業が、事故の型別では「その他」がもっとも多くなりましたが、製造業や建設業では依然、「はさまれ・巻き込まれ」や「墜落・転落」による労働災害が多く発生しています。

死亡災害については、林業において伐倒木に激突したことにより、1件の死亡災害が発生してしまいました。

## 事業場における取り組み例(好事例)

### 陸中造林有限会社



伐倒作業を行う作業員は枯損木(こそんぼく)等をチェーンソーで無理に伐倒せず、車両系木材伐出機械により、伐倒もしくは取り除くようにしています。枯損木は中心部が空洞となっている場合があり、狙った方向に倒れにくく、不意に伐倒者の方向に倒れる危険性があるため、チェーンソーで無理に伐倒しようとすると危険です。

また、作業員は無線機を携帯するようにしています。

皆様も好事例を参考にして自社の取り組みを強化しましょう！